

有価証券・出資金評価算定要領

(目的)

第1 この要領は、「愛知県財務諸表作成基準」に基づき、貸借対照表の投資その他の資産に計上する「投資及び出資金」の評価及び減損処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2 この要領は、「投資及び出資金」に計上される投資有価証券（以下「有価証券」という。）、出資金及び公営企業会計出資金（以下「出資金」という。）を対象とする。

(貸借対照表価額)

第3 有価証券、出資金の貸借対照表価額は、原則として以下のとおりとする。

(1) 市場価格のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とする。

評価差額の計上方方法は、洗い替え方式による「全部純資産直入法」（評価差額（評価差益及び評価差損）の合計額を純資産の部（「有価証券評価差額金」）に計上する方法）によるものとする。

(2) 市場価格のない有価証券及び出資金

取得価額又は出資額を貸借対照表価額とする。

(減損処理)

第4 有価証券、出資金は、以下により減損に係る処理を行うものとする。

(1) 市場価格のある有価証券

時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として減損処理しなければならない。

「著しく下落したとき」とは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合とする。

(2) 市場価格のない有価証券及び出資金

当該株式の発行会社又は出資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、評価差額を当期の損失として減損処理しなければならない。

実質価額が「著しく低下したとき」とは、当該発行会社又は出資先の直近の財務諸表により算定した実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。

ただし、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合には、相当の減額をし

ないことができる。

なお、実質価額とは、

【有価証券（株式）】

$$\begin{aligned}\text{実質価額} &= 1 \text{ 株あたりの純資産額} \times \text{保有株式数} \\ &= (\text{当該会社の純資産額} / \text{発行済株式総数}) \times \text{保有株式数}\end{aligned}$$

【出資金】

$$\begin{aligned}\text{実質価額} &= \text{出資割合} \times \text{当該団体の純資産額} \\ &= (\text{愛知県の出資額} / \text{総出資額}) \times \text{当該団体の純資産額}\end{aligned}$$

をいう。

純資産額は、当該財務諸表（貸借対照表）の純資産の部の合計金額とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。